

# 景観法に基づく届出制度について

(令和4年7月1日改正施行)

奈良市景観計画では、区域区分に応じて届け出対象行為の規模・内容等が決まっています。

次の表に掲げる行為を行う場合は、行為着手の30日以上前に届出を行ってください。

区域区分 届出対象行為	一般区域	景観形成重点地区	
		歴史的景観形成重点地区 まちなか景観形成重点地区 沿道景観形成重点地区 (主要幹線)	沿道景観形成重点地区 (広域幹線)
建築物及び工作物の新築(新設)・増築・改築・移転・除却	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤面からの高さが15mを超える建築物・工作物</li> <li>・建築面積が1,000m<sup>2</sup>を超える建築物</li> <li>・建築面積が300m<sup>2</sup>を超える住宅以外の建築物</li> <li>・築造面積が1,000m<sup>2</sup>を超える工作物</li> <li>・地上階数が3以上で、自己の居住の用に供する住宅以外の建築物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての建築物・工作物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤面からの高さが10mを超える建築物</li> <li>・建築面積が500m<sup>2</sup>を超える建築物</li> <li>・建築面積が300m<sup>2</sup>を超える住宅以外の建築物</li> <li>・地上階数が3以上で、自己の居住の用に供する住宅以外の建築物</li> <li>・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、その他これらに類する工作物で高さ15mを超えるもの</li> <li>・上記以外の工作物で、高さ10mを超えるもの又は築造面積500m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>・上記2項以外の工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもので、建築物の上端から工作物の上端までの高さが5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さが10m(鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、その他これらに類するものは15m)を超えるもの</li> </ul>
建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の規模を超える建築物及び工作物において、変更面積が10m<sup>2</sup>を超える外観の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更面積が10m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の規模を超える建築物及び工作物において、変更面積が10m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地の面積3,000m<sup>2</sup>又は行為に伴い生じる擁壁若しくはのり面の高さが5mかつ長さ10mを超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地の面積1,000m<sup>2</sup>又は行為に伴い生じる擁壁若しくはのり面の高さが2mかつ長さ10mを超えるもの</li> </ul>	
開発行為を除く土地の形質の変更(土石の採取等)、水面の埋立て又は干拓、木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地の面積3,000m<sup>2</sup>又は行為に伴い生じる擁壁若しくはのり面の高さが5mかつ長さ10mを超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地の面積1,000m<sup>2</sup>又は行為に伴い生じる擁壁若しくはのり面の高さが2mかつ長さ10mを超えるもの</li> </ul>	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地の面積3,000m<sup>2</sup>又は物件の堆積の高さが3mを超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為地の面積1,000m<sup>2</sup>又は物件の堆積の高さが2mを超えるもの</li> </ul>	

※建築物の高さとは、建築基準法施行令第2条第1項6号(同号ただし書きを除く。)の規定による地盤面からの高さとし、ます。  
※建築物の高さにはペントハウス等も含まれます。

詳細を示した、「奈良市景観計画」や基準をイラスト化した「奈良市景観ガイドライン」は奈良市ホームページをご覧ください。

(「奈良市役所ホームページのトップページ」⇒上部「暮らし・手続き」⇒「住まい・引っ越し」⇒「景観・風致・屋外広告物等」)

# 届出に必要な添付書類一覧

届出にあたっては、次の表の区分に応じて、必要な書類を提出してください。提出部数は2部（正・副）です。

各様式は奈良市ホームページよりダウンロードし、使用してください。

行為の種類	添付書類	備考 <sup>※1</sup>
全ての行為 (共通)	<input type="checkbox"/> 大規模行為及び景観形成重点地区内行為届出（通知）書	なら・まほろば景観まちづくり条例施行規則 第3号様式
	<input type="checkbox"/> 景観形成チェックリスト	景観形成基準に適合する旨、適合させるための配慮等を明記
	<input type="checkbox"/> 届出者からの委任状	届出者から委任を受けて代理者が届出を提出する場合（任意様式）
	<input type="checkbox"/> 設計者からの委任状	代理者と設計者が異なる場合（任意様式）
建築物及び工作物の新築（新設）・増築・改築・移転・除却	<input type="checkbox"/> 建築物の概要又は工作物の概要	なら・まほろば景観まちづくり条例施行規則 第3号様式 別紙1又は別紙2
	<input type="checkbox"/> 附近見取り図	縮尺1/2, 500以上
	<input type="checkbox"/> 配置図	縮尺1/100以上
	<input type="checkbox"/> 平面図	縮尺1/100以上
	<input type="checkbox"/> 断面図	縮尺1/100以上
	<input type="checkbox"/> 彩色立面図	縮尺1/50以上を4面・マンセル値記入
	<input type="checkbox"/> 外構図	外構に係る工作物等を明らかにしたもの
	<input type="checkbox"/> 当該行為地周辺の状況を示す写真	
建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更	<input type="checkbox"/> 建築物の概要又は工作物の概要	なら・まほろば景観まちづくり条例施行規則 第3号様式 別紙1又は別紙2
	<input type="checkbox"/> 附近見取り図	縮尺1/2, 500以上
	<input type="checkbox"/> 配置図	縮尺1/100以上
	<input type="checkbox"/> 平面図	縮尺1/100以上
	<input type="checkbox"/> 断面図	縮尺1/100以上
	<input type="checkbox"/> 彩色立面図	修繕・模様替・色彩の変更がある面の変更前と変更後の彩色立面図（縮尺1/50以上）・マンセル値記入
	<input type="checkbox"/> 外構図	外構に係る変更がある場合 外構に係る工作物等を明らかにしたもの
	<input type="checkbox"/> 当該行為地周辺の状況を示す写真	
開発行為	<input type="checkbox"/> 開発行為の概要	なら・まほろば景観まちづくり条例施行規則 第3号様式 別紙3
	<input type="checkbox"/> 附近見取り図	縮尺1/2, 500以上
	<input type="checkbox"/> 配置図	縮尺1/100以上
	<input type="checkbox"/> 造成計画図	設計図及び施工方法を明らかにしたもの
	<input type="checkbox"/> 断面図	縮尺1/100以上
	<input type="checkbox"/> 擁壁の彩色展開図及び断面図	擁壁の届出が必要な場合・マンセル値記入
	<input type="checkbox"/> 当該行為地周辺の状況を示す写真	
土地の形質の変更 (開発行為を除く土石の類の採取、水面の埋立て又は干拓)、木竹の伐採	<input type="checkbox"/> 土地形質の変更の概要又は木竹の伐採の概要	なら・まほろば景観まちづくり条例施行規則 第3号様式 別紙4又は別紙5
	<input type="checkbox"/> 附近見取り図	縮尺1/2, 500以上
	<input type="checkbox"/> 配置図	縮尺1/100以上
	<input type="checkbox"/> 行為計画図	設計図及び施工方法を明らかにしたもの
	<input type="checkbox"/> 断面図	縮尺1/100以上
	<input type="checkbox"/> 擁壁の彩色展開図及び断面図	擁壁の届出が必要な場合・マンセル値記入
	<input type="checkbox"/> 当該行為地周辺の状況を示す写真	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<input type="checkbox"/> 物件の堆積の概要	なら・まほろば景観まちづくり条例施行規則 第3号様式 別紙6
	<input type="checkbox"/> 附近見取り図	縮尺1/2, 500以上
	<input type="checkbox"/> 配置図	縮尺1/100以上
	<input type="checkbox"/> 行為計画図	設計図及び施工方法を明らかにしたもの
	<input type="checkbox"/> 断面図	縮尺1/100以上
	<input type="checkbox"/> 当該行為地周辺の状況を示す写真	

※1：上記に示す図面の縮尺は、場合により協議の上、必要な縮尺とすることができます。

※注意：必要に応じて奈良市景観審議会の意見を聞きながら審査・指導する場合がございます。

